

1 利用できる人

- (1) 原則として、日立市民及び日立市に通勤、通学している人。
- (2) 次の各号に該当するものは、使用できません。
  - ① 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるとき。
  - ② 営利を目的と認められるとき。
  - ③ 宗教的、政治的行事に関して使用するとき。
  - ④ その他、管理上支障があるとき。

2 開館している時間

午前9時から午後9時まで（下記休館日を除き、年間無休）

3 休館日

年末年始（12月29日～1月3日）

他に宮田交流センター運営委員会が特に必要と認めた日

4 利用方法

(1) 申し込み方法

午前9時30分～午後8時30分までに交流センターの窓口へ直接申し込んでください。

電話での仮予約も受け付けます。

(2) 申込期間

運営委員会が認めた行事……………3ヶ月前から

（公的組織・団体に関する行事）

◎市関係 … コミュニティ推進課、高齢福祉課、社会福祉課、健康づくり推進課 等

◎学区関係 … 宮田学区コミュニティ推進会、学区支部、ふれあいサロン、

民生委員・児童委員協議会 等

利用者団体連絡会に加入している団体が行う行事……………2ヶ月前から

登録をしていない団体が行う行事、個人の利用（利用人数4人以下（1人可）での利用）

……………1ヶ月前から（但し申込時1回につき1カ所）

(3) 利用の制限

- ・公共の行事を優先とし、多くの市民に出来るだけ公平に利用していただくため、原則として利用者団体連絡会に加入している団体および個人は、週1回で**月4回**までとします。但し、**5週目の使用、および登録している日時以外の使用については、部屋が空いていることを確認し、一週間前からの申請受付とし、使用することができます。**
- ・公共の行事を優先とし、予約後に変更になることもあります。
- ・施設を利用できる団体を構成する人数は、5名以上とします。
- ・構成する人数の割合が、学区内の方が原則として1名以上在籍していることとします。
- ・当センターを定期的に使用する団体は、利用者団体登録申請書を提出してください。
- ・代表者は宮田学区在住の方をお願いします。

(4) 利用時間の区分

・午前 午前 9時から午後12時30分

・午後 午後 1時から午後 4時30分

・夜間 午後 5時から午後 9時00分

上記、時間区分の中で使用する場合は、週1回、1日1回までの利用とします。

## 5 利用者の心得

- (1) 使用時間は申請時間に合わせて厳守して下さい。(入室時刻は、10分前を目安とします。)
- (2) 使用後は、使用備品を元に戻し、必ず室内の清掃を行ってください。  
(終了時刻は、10分前には行事を終わらせ清掃を)
- (3) 発生したゴミは各自必ずお持ち帰りください。
- (4) 音響及び騒音などで他の利用者に迷惑をかけるような行為は慎んでください。
- (5) 備品(マイク・ビデオ・オーディオ)等を使用する時は必ず事務室に申し出てください。
- (6) 建物の一部、設備及び備品などを破損させた場合は速やかに事務室に報告して下さい。修繕・修理の費用は原則として破損させた当事者の負担とします。
- (7) 使用後は、使用報告書を事務室に提出し、協力員の確認を受けて下さい。
- (8) 室内は全て禁煙とします。

## 6 その他

- (1) 「日立市交流センターの設置及び管理に関する条例・規則」及び「使用のきまり」に違反する恐れがある時には利用できません。
- (2) アルコール類は、飲用しないこと。但し、団体によっては責任者の申請により、一定の条件のもとで運営委員会が許可することもあります。
- (1) 交流センターの一斉清掃  
毎年9月・3月に行う全館一斉清掃日には、利用者団体に登録している全ての団体に参加を依頼します。
- (2) 印刷機、コピー機等の使用料金は下記のとおりとします。

	項目	金額		備考
		用紙代	インク代	
1	印刷機マスター原紙代	100円		原紙1枚につき
2	印刷代(B5・A4)	2円	1円	1枚につき
3	印刷代(B4・A3)	3円	2円	1枚につき
4	コピー代(白黒)	10円		1枚につき
5	コピー代(カラーA5)	30円		〃
	コピー代(カラーA4)	50円		〃
	コピー代(カラーA3)	80円		〃
	コピー代(カラーB5)	40円		〃
	コピー代(カラーB4)	70円		〃

※印刷用紙持ち込みの場合は、マスター原紙代とインク代を徴収します。

- (5) 利用団体の登録は、毎年2月に行います。

## 7 上記に定めのない事項は、運営委員会の協議により決定します。

附則	このきまりは、平成24年	4月	1日	一部改正	
	このきまりは、平成26年	4月	1日	一部改正	
	このきまりは、平成29年	4月	1日	一部改正	
	このきまりは、平成31年	4月	1日	一部改正	
	このきまりは、令和	3年	1月	6日	一部改正
	このきまりは、令和	4年	12月	27日	一部改正